

ヤスクニ・レポ 171  
**日本国憲法の徹底学習を！**  
戦後最悪の意見の法案審議を傍聴して  
代表 西川重則

1

来年の(2・11)集会を前に、改めて日本国憲法に習熟したい、そんな思いを多くの主権者・有権者が持たれているのではないのでしょうか。特に先日閉会したばかりの第185回の臨時国会を傍聴された方々はそのような願いを持たれたのではないのでしょうか。

私自身は、ずっと国会を傍聴しているので、本会議や委員会を傍聴する毎にそうした思いを心に刻み、傍聴の後、関連の条文を確認したものである。言うまでもなく、第185回の国会は、私たちにとって言葉に表せない異常な国会であった。初めての傍聴と思われる人々が全国から多く参加され、狭い委員会室であり、少し遅れて委員会の部屋に入れば、満席であり、立ったまま何時間も傍聴しなければならないのでした。

長い間傍聴をし続けてきた私は、国会は私の庭と思っているし、親切で親しくなった国会の職員はまるで私も職員であるかのように、「西川さん、本会議に連れて行って」、「委員会の部屋に同行してあげて下さい」と言われる。

さて、問題は、本会議であれ、委員会であれ、全国から初めて来られた人々が傍聴する部屋は、戦後最大な悪法と言われる法案が審議中であり、安倍晋三内閣提出の「国家安全保障に関する特別委員会」である。「特別委員会」は名前の通り、「特別」な委員会であり、早期に可決、成立させるために、毎日のように審議されている法案であり、午前9時から始まり、午後6時頃まで集中審議の場合もある。

今回の法案は、別名「特定秘密の保護に関する法律案」と言われ、複雑な法案の内容について、提出者である首相、閣僚であっても、法案について正確に答弁できるわけではない。法案担当の閣僚だから正確に、質問者が納得できるように答えるわけでもない。

戦後68年の国会が直面している同法案が可決・成立したのは、先だつての12月6日(金)の閉会が予定されていた日であった。しかも真夜中の午後11時30分

頃だと言われている。言われているとしか答えようがない、いわゆる強行採決とマスコミに報道されているが、その実態は傍聴者にもよくわからない。当事者も同じと言っておこう。

私にとって類似の事例、議事録に書かれている文言を上げれば次の通りである。

○徳安委員長 これより会議を開きます。

……(発言する者、離席する者多く、聴取不能)許します。中山正暉君。

○中山(正)委員 靖国……(聴取不能)  
(発言する者多く、議場騒然)

○徳安委員長……(発言する者多く、聴取不能)散会いたします。

以上は、衆院内閣委員会での出来事であり、1974年4月12日、いわゆる強行採決と言われた靖国神社法案の強行採決の審議の一端である。ゼネストのために、遠い国立市から国会に行くのは困難であり、親しくさせていただいた大島孝一先生にお願いして都内に一泊させていただき、強行採決を承知で傍聴した時の内閣委員会の状態であり、会議録である。大著『国立国会図書館 調査及び立法考査局編 新編 靖国神社問題資料集』、542頁、参照。

2

右の事例も、委員長の発言、委員の発言のどちらも意味不明であり、一般の主権者・有権者には全然理解できないはずである。その後、自民党だけが本会議で可決、成立としたのは同年5月25日であった。もしも参議院でも可決・成立としたとすれば、当時戦後最大の悪法と言われた靖国神社法案は文字通り靖国神社法として、現在靖国神社は国家護持の神社となつていよう。幸い、当時の参議院はさまざまな状況を直視して、同年6月3日、「審議未了・廃案」としたことは周知の事実となっている。

したがって、私は衆議院で強行採決された法案が参

議院の良識によって、日程を確保し、強行採決を否定したとすれば、靖国神社法案の場合のように、「審議未了・廃案」となり得たかも知れないと思っている。

それでは、今回は何が問題だったのだろうか。根本的には、日本国憲法の下にあって、法案たり得ない矛盾だらけの法案を選挙で圧勝したことを理由にして、早期に可決・成立させようとしたことにある。なぜ早期に成立させようとしたその理由は何だったのかと言え、日本国憲法の普遍的価値を一切無視して、アメリカの要請に答えようとしたことにある。第九条第二項の戦力不保持の原則を無視して、条文を集团的自衛権の条文とし、戦争に道を開き、日米軍事同盟を深化し、文字通り戦後日本のあり方を一変させようとしているのである。

いわゆる安倍首相の持論である「戦後レジーム〔体制〕からの脱却」を実現させて、日本の国のあり方を根本的に変えようとしているのである。もっとも戦後の歴史を総括することの必要性・必然性を私自身当然視しているが、その方向性は全く違っている。アメリカから押しつけられた憲法の内容が非日本的なものとする発想についてここで述べておきたい。

自民党が1955年11月15日、結成集会を開き、「現行憲法の自主的改正」を企図し、自民党の主張である「日本国憲法改正草案」の「決定」（2012・4・27）に見られるような内容にしたのであるが、それは同時

に、アメリカから押しつけられたと考えている「神道指令」（1945・12・15）のような事例も含んでいる。いずれにせよ、自民党にとって、安倍首相の考え方のように、徹底した改憲構想、そのような発想に基づく今回の様な国家安全保障に関する特別委員会の短期の審議による強行採決を衆・参両院において平然と行った政治姿勢はアメリカの要請 即日米両国の安保条約の軍事化路線の強化を両政府が当然視する動向につながっており、私たちにとっては異常な発想であり出来事と言わねばならない。

少なくとも「特定秘密保護法」のような理性的・良心的には到底考えられない戦争に道を開くことにつながる国家権力による一方的な力の行使は絶対に許すことはできない。少なくとも立憲主義に基づく近現代国家にふさわしい憲法政治を尊重・擁護する政治家であればあり得ない狂気の沙汰としか言いようのない暴挙であった。

来年の〈2・11〉関連集会で多くの講師が安倍首相の政治姿勢を論理の面から、運動の面から、アジアの視点に立って、再び戦争への道をではなく戦争絶対反対、改憲阻止を訴えるであろう。そして審議未了・廃案以外にあり得ないことを力説し、主権者・有権者の知る権利を始め基本的人権の保持・確立をめざして、共なる戦いを戦うべきことを述べて終わりたい（2013・12・15）。

## 2013年11月15日例会奨励 ガラテヤ人への手紙4章8～11節

### 「今では神を知っている」柴田 智悦牧師（日本同盟基督教団横浜上野町教会）

日本の休日の半分以上は、皇室祭祀が行われる日または天皇にまつわる日である。そもそも祝祭日自体が、天皇の存在とその祭祀の意義を毎年国民に普及させ徹底するための日だった。ローマ帝国下のガラテヤの信徒たちも、皇帝崇拝や異教の暦の祭りを守っていたとも考えられる(4:10)。彼らが葛藤の中で福音を受け止めて行ったことは、私たちの問題でもあり、励ましにもなる。私たちは、聖書こそ神である主の言葉であると信じ、このみことばにより頼んでいる。そのお方自ら私たちに近づいて来られ、自らを表して下さったのが聖書に他ならない。

偶像礼拝とは、本来主からしか得られない生きるための希望や意味や喜びをそこから得ようとする事である。主を第一に愛し、主に信頼し、自分の計画や働きからではなく、主ご自身と主のご計画と慈しみから心の平安と現実の生活の必要を得るべきである。困難の中でこそ主に信頼し主に目を注ぐとき、主は私を

救うためにひとり子さえ惜しまずにささげて下さるほどの愛を示して下さっているのだから、私も先ず主を愛すればいいと気づかされ、心からの感謝と喜びと希望に満たされ、私を支配していた偶像から自由にされる。

救いのみわざは既に十字架で完成した。割礼や律法はもはや全く必要なくただイエスを信じることで私たちは神の子とされる。私たちの罪のために十字架にささげられ、贖いのみ業を成し遂げて下さったイエス様を通してのみ、神である主ご自身を知ることができる。このイエス様と出会い、イエス様を通して天の父を知る中で律法からも解放され、自由に生きることが許されている。律法によらず、ただイエスを信じる信仰によって救われるという福音を受け止め、イエス様の十字架のみ業に心から感謝して、神の子としてふさわしく歩ませて頂きたい。